

65歳以上の皆さんへ 生活機能評価のご案内 いつまでも『いきいき・元気』でいるために

■生活機能評価とは

生活機能とは、人が生きていくための機能全体のことです。体や精神の働き（心身機能）だけでなく、日常生活動作や家事、職業能力など家庭や社会での役割も含まれます。

65歳以上の健康づくりでは、今ある心身の機能をできるだけ落とさないことが大切です。そのためには生活機能の低下をチェックする「生活機能評価」を受けましょう。

受診の結果、生活機能の低下がみられる人は介護予防事業に参加できます。

■対象者（個別に通知します）

介護保険第1号被保険者（65歳以上）で要支援・要介護認定に該当しない人（65歳誕生日以降より対象）

対象者には特定健診・後期高齢者健康診査等案内と一緒に通知しますので、生活機能の低下が疑われる場合は必ず受けましょう。

■生活機能評価のながれ

生活機能チェック

基本チェック・計測・診察・医師の判定

生活機能低下なし

→ 健康づくり事業などへの参加

生活機能低下あり

生活機能検査

上記に加え

問診・血液検査・心電図検査 など

生活機能の向上が必要

→ 介護予防事業への参加

お問い合わせ

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課
TEL 0957-61-9101
福祉保健部 福祉保健課
TEL 050-3381-5050

4月から 医療費の窓口の一部 負担金が変わります

急激に進む少子高齢社会に対応し、医療費が増大する中、国民皆保険制度を将来にわたり維持可能なものとするため、4月から新たな高齢者医療制度が創設されます。

これに伴い保険給付等について、下記のように見直しがあります。また、高齢者の負担が激減することのないよう見直しが行われていますので、その内容をお知らせします。

■負担区分の変更

対 象 者		自己負担割合
変 更 前	変 更 後	
0歳～2歳	0歳～義務教育就学前	2割
3歳～69歳	義務教育就学後～70歳未満	3割
70歳以上	70歳～74歳	一般、低所得Ⅰ・Ⅱ 1割 平成21年4月1日から 2割 現役並み所得者 3割

- ◆ 昨年の制度改正では、70～74歳の人の窓口負担については、4月から2割負担に見直されることとされていたものを1割に据え置くものです。
- ◆ 既に3割負担をされている人や、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた人は除きます。

■医療費が高額になった場合の 自己負担限度額について

70歳～74歳の人の医療費が高額になった場合の自己負担限度額は、4月から平成21年3月まで据え置かれます。

お問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金班
TEL 050-3381-5040

「市民憲章（素案）」に対する ご意見をお寄せください

市では、まちの理想像や市民の生活が快いものになるための目標を掲げ、よりよいまちづくりを目指すため、「南島原市民憲章」の策定を進めています。

市民の皆さまに親しまれる、よりよい市民憲章を策定するため、ご意見を募集します。

■応募方法など

- 応募資格 市内に在住・在勤・在学、もしくは事業所等を有する人
- 提出期間 3月14日（金）まで
- 応募方法 氏名、郵便番号、住所、電話番号、意見内容（理由などは、できるだけ併記）
※ご記入のうえ、郵送・FAX・電子メールで提出して下さい。

南島原市民憲章（素案）

私たちのまち南島原市は、さんさんと太陽がふりそそぎ、豊かな自然に包まれています。また、いち早くヨーロッパの文化を受け入れた誇り高い歴史のまちです。

人々は、古より普賢岳と有明海の恵みに感謝し、幾多の困難の中にあっても、夢と希望をもって懸命に生きてきました。

私たちは、先人の精神を受け継ぎ、南向きに生きることを誓い、ここに南島原市民憲章を定めます。

- 守 ろ う 環境・大地 この自然
- 生 か そ う 歴史・文化 この郷土
- 育 て よ う 心・健康 この家庭
- 羽 ば た こ う 未 来 へ

■詳細は市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.minamishimabara.lg.jp/>

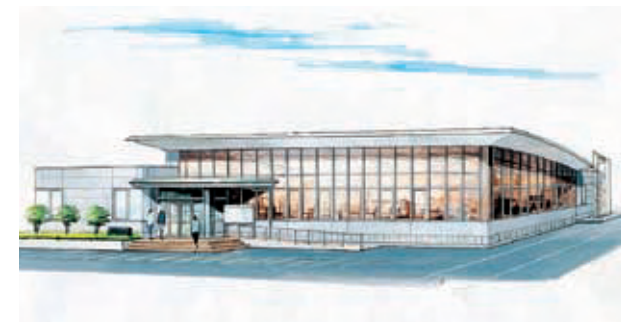
応募先・お問い合わせ

企画振興部 企画課 政策企画班
〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2
TEL 050-3381-5030
FAX 0957-82-3086
E-mail seisakukikaku@city.minamishimabara.lg.jp

加津佐総合支所庁舎移転のお知らせ 新庁舎は3月31日（月） 業務開始します

現在建設中の加津佐総合支所庁舎が、3月に完成し3月31日（月）から新庁舎にて業務を開始する予定です。

また、これに伴い、旧庁舎は3月30日（日）限りで閉鎖となりますのでご注意ください。庁舎移転では何かとご不便をおかけいたしますが、市民皆さまのご協力をお願いします。



■移転先

〒859-2601 加津佐町己3514番地
（保健センターコスモピア横）



お問い合わせ

加津佐総合支所 市民課
TEL 050-3381-5190